

## 支援事業計画に記載する事項について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、必須記載事項及び任意記載事項とされた項目について、基本指針に基づき、考え方を取りまとめたものです。

**5-(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】**

**(1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方**

- ① 認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子供を受け入れられる施設であることを踏まえ、そのメリットを活かすことができるよう、既存施設の協力を得ながら普及を図っていくこととします。
- ② 認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、希望する認定こども園の類型や各区域における子どもの教育・保育施設の利用状況や利用希望等を踏まえて助言を行い、施設の円滑な移行を支援します。
- ③ 特に幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むこととします。

**(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項**

- ① 保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修に対する支援等を実施し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めることとします。

**(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策**

- ① 子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準とすることが必要です。
- ② 全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要であり、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。
- ③ 幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者については、専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。
- ④ 乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に

応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

- ⑤ 教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。
- ⑥ 教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要です。支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域の人材を生かしていくことに留意することが重要です。
- ⑦ 基礎自治体である市は、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体であり、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施します。

#### (4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

- ① 質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るためには、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携が必要であり、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業者を対象とした連絡会議を開催し、関係者の共通理解を図るとともに、協力体制を構築し、連携に努めることとします。
- ② 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を図るため、連絡会議等を開催し、関係者の共通理解を図り、連携に努めることとします。

#### 5-(4) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項【子ども・子育て支援法第61条第3項第1号関係】

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育サービスが利用できるよう、ニーズ調査の結果を基に設定した教育・保育の量の見込みを踏まえて、保育所、幼稚園、認定こども園等の計画的な整備に努めます。

また、休業中の保護者に対しては、職場復帰に向けた手続きや各種子育て支援サービスについて、盛岡市公式ホームページ等で情報提供を行うほか、利用者支援事業においても、情報提供や相談支援等に努めます。

5-(5) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項【子ども・子育て支援法第61条第3項第2号関係】

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 関係機関との連携及び相談体制の強化

ア 虐待の発生予防，早期発見，早期対応等のために，子どもの養育相談や要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図るとともに，岩手県福祉総合相談センターとの一層の連携強化を図ります。

イ 協議会の効果的な運営並びに虐待相談対応における組織的な対応及び適切なアセスメントを確保するため，関係機関が実施する講習会等への参加等を通じ，体制の強化及び職員の資質の向上を図ります。

② 発生予防，早期発見，早期対応等

ア 虐待の発生予防のため，健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携，乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて，妊娠，出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭の早期把握に努めます。

イ 特に支援を必要とする場合には，養育支援訪問事業等の適切な支援への連携を図ります。

ウ 庁内においては，児童福祉担当部局と母子保健担当部局の緊密な連携を図るとともに，医療機関と市が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を図ります。

エ 虐待の発生予防，早期発見等のため，民生児童委員の積極的な活用を図ります。

③ 社会的養護施策との連携

ア 子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携を図ります。

イ 母子生活支援施設については，関係機関と連携し，その積極的な活用，支援機能の充実，広域利用の推進を図ります。

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

① 母子家庭及び父子家庭の自立支援については，母子・父子自立支援員や婦人相談員・家庭相談員，母子家庭等就業・自立支援センターによる相談や情報提供の充実を図るほか，子育て短期支援事業，母子家庭等日常生活支援事業，保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進します。

② ①保育所の優先入所や日常生活支援事業等の「子育て・生活支援策」，②母子家庭等就業・自立支援センター事業，母子家庭等自立支援給付金等の「就業支援策」，③養育費相談などの「養育費の確保策」，④児童扶養手当の支給，母子父子寡婦福祉貸付金の貸付け等の「経済的支援策」を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

③ ひとり親家庭等を対象にした支援事業の周知について充実を図り，利用を促進します。

※ 母子及び父子並びに寡婦福祉法で策定が定められている「母子家庭及び寡婦自立促進計画」について本項を「ひとり親家庭等自立促進計画」として定めます。

(3) 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

- ① 障がいの原因となる疾病及び事故の予防，障がいの早期発見並びに治療の推進を図るため，乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診断等の実施を推進します。
- ② 障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し，身近な地域で安心して生活できるようにする観点から，自立支援医療（育成医療）の給付のほか，年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供が必要です。
- ③ 保健，医療，福祉，教育等の各種施策の連携により，在宅支援の充実，就学支援を含めた教育支援体制の整備等，一貫した総合的な取組を推進します。
- ④ 児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援を通じ，障がい等による特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。
- ⑤ 自閉症，学習障がい（LD），注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには，障がいの状態に応じて，その子の可能性を最大限に伸ばし，その子どもが自立して社会参加するために必要な力を培うため，幼稚園教諭や保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに，一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行います。
- ⑥ 早期からの教育相談や就学相談を行うことにより，本人や保護者に対する十分な情報提供に努めます。
- ⑦ 認定こども園，幼稚園，保育園，小中学校，特別支援学校等においては，保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより，保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくよう努めます。
- ⑧ 本人と保護者，行政，教育委員会，学校等が，教育上必要な支援等について適切な連携，相談体制により合意形成を図るよう努めます。
- ⑨ 発達障がいについて，適切な情報の周知に努めるとともに，家族が適切に子育てを行うことができるよう家族支援を行うなど，発達障がい者支援センターとの連携を密にして，支援体制の整備に努めます。
- ⑩ 教育・保育施設，児童館・児童センター，放課後児童健全育成事業いわゆる学童クラブ等における障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れについて，各関係機関との連携を図り，推進に努めます。

**5-(6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項【子ども・子育て支援法第61条第3項第3号関係】**

岩手県，厚生労働省岩手労働局，企業，商工会議所，労働者団体，子育て支援活動を行う団体等と連携し，協力し合いながら，取組を進めます。

**(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し**

- ① 盛岡市公式ホームページ，広報もりおか等を活用して，職業生活と家庭生活との両立の実現に向けた広報，啓発を行います。
- ② 岩手労働局，企業その他の関係団体と連携し，仕事と生活の調和の実現のための働き方の

見直し及び子ども・子育て支援に取り組む好事例の情報の収集及び提供を行います。

- ③ 企業や従業員が開催する学習会・研修会等に講師やアドバイザーを派遣し、男女共同参画の視点からの意識啓発や職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）について周知を図ります。
- ④ 「くるみん」マーク認定制度（次世代育成支援対策推進法に基づく認定）の周知を図り、企業におけるマーク取得を推進するとともに、マーク取得済みの企業について周知を図り、企業における仕事と生活の調和に対する積極的な取組を推進します。

## (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ① 仕事と子育ての両立を支援するため、保育所、幼稚園、認定こども園等の整備を進めるとともに、多様な保育需要に応じた保育サービス（延長保育、病児保育）の充実に努めます。
- ② 放課後児童クラブについては、量的拡充に加え、質的な改善を図ります。
- ③ 放課後子ども教室については、国が策定する「放課後子ども総合プラン」の内容等を踏まえて、事業の拡充、放課後児童クラブとの連携に努めます。
- ④ 児童館・児童センターについては、地域の実情に応じた施設の運営に努めます。
- ⑤ 仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービス（一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等）について、関係機関や事業者等と連携を図りながら、事業の充実、周知を図ります。